

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構 御中

受注者名:

外国製品に関する調書

案件名: _____

標記に関し、以下のとおり報告致します。

番号	製品名	メーカー名	数量	金額	外国製品 該当番号	生産国名
					1・2・3・4	
					1・2・3・4	
					1・2・3・4	
					1・2・3・4	
					1・2・3・4	
					1・2・3・4	
					1・2・3・4	
					1・2・3・4	
合	計					

「外国製品」とは次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

1. 当該物品の全部が外国において生産されたもの。
2. 当該物品の生産が二国以上にわたる場合に、実質的な変更をもたらし、そのものに新しい特性を与える行為を最後に行った国が外国であるもの。
3. 日本国内で生産される場合であっても、その物品が外国系法人によって生産されるもの。
4. 日本国内のメーカーによって生産される場合であっても、その物品が外国ブランドの製品となるもの。